

# 駐車許可申請の許可期間の変更について (2024年4月1日以降の申請)

## 《対象業務》

- 介護保険法による各種業務  
(短期入所生活介護・療養介護、福祉用具貸与を除く。)
- 障害者総合支援法による各種業務
- 児童福祉法による各種業務
- 医師、歯科医師による往診又は手当業務  
(柔道整復師及び鍼灸師の出張による業務を含む。)
- 看護師、准看護師等による訪問看護業務
- 薬剤師による在宅患者訪問薬剤管理指導業務

## 《変更点》

- ① これまでは上記対象業務のうち、反復・継続性が認められる場合は、  
**許可期間 最長1年**  
として許可しておりましたが、申請される方々の負担軽減を図るため、  
**許可期間 最長3年**  
とするものです。
- ② 許可期間の変更については、令和6年4月1日以降に申請された場合にのみ適用いたします。  
なお、3月31日までに申請した場合で、4月1日以降に追加申請する場合は適用外となります。
- ③ 申請書に記載する駐車期間については、真に必要とする期間を記載してください。  
(必要性がないにもかかわらず、一律で長期間の申請をされた場合には、法に抵触する場合がありますので、御注意願います。)

## 《注意事項》

- ・ 駐車許可を受けた駐車場所であっても、交通情勢の変化により、法定駐車禁止場所等となる場合があります。
- ・ 許可後に訪問先が追加になった場合は、追加をする訪問先一覧と駐車場所を明示した見取図を、駐車場所を管轄する警察署に提出して審査を受けてください。

※ご不明点があれば、愛知県警察本部交通部交通規制課道路使用係(代表・052-951-1611)  
又は申請書を提出する警察署交通課へお尋ねください。



夕方の5～7は魔の時間



愛知県警察